人材不足でお悩みではありませんか?!

会員の働き方は 2 タイプ

シルバー人材センターは、お客様 (企業・家庭・公共団体)から 「請負・委任」または「派遣」という 二通りの働き方で仕事を引き受け いたします。





請負・委任と派遣の違い

	請負・委任	派遣
仕事の期間・内容	臨時的・短期的な就業(概ね月10日程度)または	
	軽易な業務(週20時間以内)	
発注者の指揮命令	受けない	受ける
発注者との混在作業	混在作業は不可	混在作業は可
適用される保険	シルバー保険	労災保険
発注者との契約当事者	各市町村シルバー人材セ	千葉県シルバー人材センタ
	ンター	一連合会

【お問い合わせ先】

公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会

電話: **043 – 227—5112** FAX: **043 – 227—5197** Mail: **chibaren@sjc.ne.jp**

